

技術的条件集別表 15.1

## 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 15.1 (相互接続用共通インタフェース仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項

1. 本別表は、当社網と特定端末系事業者及び特定中継事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網の間では、適用できない場合があります。
2. 本別表では、技術的条件集別表 15 (以下「技別 15」という。) の規定と差分があった場合についてのみ、その具体的内容を記述している。以下に技別 15 の規定に準拠した事項及び、技別 15 の規定との間に差分がある場合の表記方法を示す。
  - 1) 本別表の規定が技別 15 の規定に準拠している事項  
【技別 15 に準拠する】
  - 2) 本別表では規定しないが、技別 15 では規定している事項  
【技別 15 では▽△を規定している】  
▽            ～技別 15 の規定の記述～            △
  - 3) 本別表で規定しているが、技別 15 では規定していない事項  
▼            ～本別表規定の記述～            ▲  
【技別 15 では▼▲を規定していない】
  - 4) 本別表の規定と技別 15 の規定が異なる事項  
▼            ～本別表規定の記述～            ▲  
【技別 15 とは▼▲の規定が異なる】
  - 5) 本別表でも技別 15 でも規定していない事項  
【規定しない】
3. 本別表で用いられる用語・語句の意味は、技別 15 の内容に準拠している。
4. 本別表のセクション番号は、基本的には技別 15 のセクション番号に対応している。
5. 本別表は形態、分類にまたがる共通的な事項について記述しており、各形態、分類に閉じて特記する必要がある事項についてはその旨を技術的条件集本文中に記述している。

ba 1. 概説 【技別 15 に準拠する】

2. 接続形態 【技別 15 に準拠する】

3. 番号方式

3.1 発ユーザ・ダイヤル番号の基本構成

- (1) 国際呼、国内中継呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (2) 移動体接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (3) PHS接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (4) 料金を発信側が負担する無線呼び出し（以下「ポケベル」という）のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (5) 非設置中継事業者接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (6) 固定電話及び I P 電話（カテゴリ A）（0 A～J）接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (7) I P 電話（カテゴリ B）接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (8) 加入者交換機機能メニュー接続呼のダイヤル番号 【技別 15 に準拠する】
- (9) 削除
- (10) 削除

3.2 発信網のダイヤル番号に関する機能 【技別 15 に準拠する】

4. 信号方式

4.1 接続事業者間の信号方式 【技別 15 に準拠する】

4.2 M T P 仕様 【技別 15 に準拠する】

4.3 I S U P 仕様

I S U P 仕様は技術的条件集▼別表 4.1▲に示すとおりとする。

【技別 15 では▼▲の規定が異なる】

本別表で規定する I S D N ユーザ部のメッセージとコードは▼N T T - Q 7 6 3 - 1 のとおりとする。▲

【技別 15 では▼▲の規定が異なる】

付加サービスを提供する I S D N ユーザ部のプロトコル要素については、J T - Q 7 3 X シリーズを参照する。

I A M に相関 i d、S C F i d、着 I N 番号、第一着 I N 番号パラメータを設定する場合がある。

C P G 及び A N M にオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合がある。

A N M に付加ユーザ種別パラメータを設定する場合がある。

4.3.1 規定外信号の扱い 【技別 15 に準拠する】

4.3.2 主な転送情報 【技別 15 に準拠する】

5. 接続条件 【技別 15 に準拠する】

6. 接続シーケンス

## 6.1 基本的な考え方

- (1) 発信網と着信網間の接続シーケンスを規定する。
- (2) 端末と網間シーケンスは、網間シーケンスの解釈を補助するものとして点線で記載する。
- (3) 不完了及び準正常シーケンスは様々なパターンが存在するため、一部の例を記載する。
- (4) 端末種別は、アナログ端末、I SDN（デジタル）端末とする。なお、有線による端末及び無線による携帯・自動車端末、PHS 端末等を対象とする。
- (5) 接続シーケンス中に示すタイム値は▼NTT-Q 7 6 4-1▲を参照する。  
【技別 15 では▼▲の規定が異なる】
- (6) 記載を簡略化するため、接続シーケンスでは、信号分割転送機能に関する記載を省略する。

## 6.2 各種接続シーケンス

一般的な接続シーケンスを表 6-1/NTT-90. 10▼及び技術的条件集別表 5▲に示す。

【技別 15 では▼▲を規定していない】

## 7. 課金方式 【技別 15 に準拠する】

付録A 【技別 15 に準拠する】

付録B 【技別 15 に準拠する】

付録C

### 1. 端末への応答信号

▼当社の電話サービス契約約款に準拠する。▲

【技別 15 とは▼▲の規定が異なる】

付録D 【技別 15 に準拠する】

付録E 【技別 15 に準拠する】